

## 防災に関する講演会

(播磨町自主防災組織合同研修会)

地域防災力の向上を図ることなどを目的として次のとおり講演会を予定しています。

今年度は、神戸市長田区で長年まちづくり活動に携わってこられた「真野地区まちづくり推進会」清水光久氏をお招きし、これまでの活動と共に阪神淡路大震災時の対応活動についてもお話いただく予定です。

本講演会は、播磨町自主防災組織の研修会として開催いたしますが、一般の方もご参加いただけます。なお、会場の定員に達した場合はご入場いただけない可能性があります。あらかじめご了承ください。

▶日時 12月1日(日)  
10:00~12:00  
(受付開始9:30)

▶場所 中央公民館 大ホール

▶演題 神戸市長田区真野地区まちづくり運動の概要

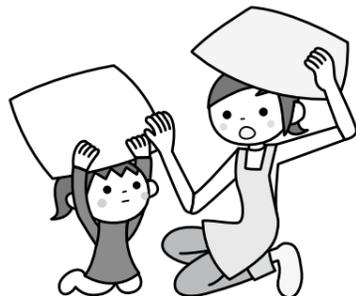
▶講師 清水光久(神戸市長田区真野地区まちづくり推進会事務局次長)

▶問合せ 危機管理グループ  
☎079(435)0991

このことから、11月29日(金)に以下のとおり全国的な訓練が実施されます。播磨町では、訓練の実施にあわせて防災行政無線を活用して訓練用の緊急地震速報を放送します。

▼訓練の内容  
緊急地震速報の放送が聞こえたら、頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難するなど身を守る行動をとってください

▼注意事項  
テレビやラジオ、携帯電話(緊急地震速報メール)では、訓練用の緊急地震速報は放送されません



## 11月29日は緊急地震速報の訓練を行います 緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が重要です。

▼訓練実施日時  
11月29日(金)  
午前10時15分頃

※気象庁が配信する訓練報については、訓練当日の地震の発生状況や気象状況によって配信を中止あるいは内容を変更する場合があります。

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ 個人住民税の特別徴収を推進しています

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

兵庫県と県内すべての市町は連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう!

◎個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ

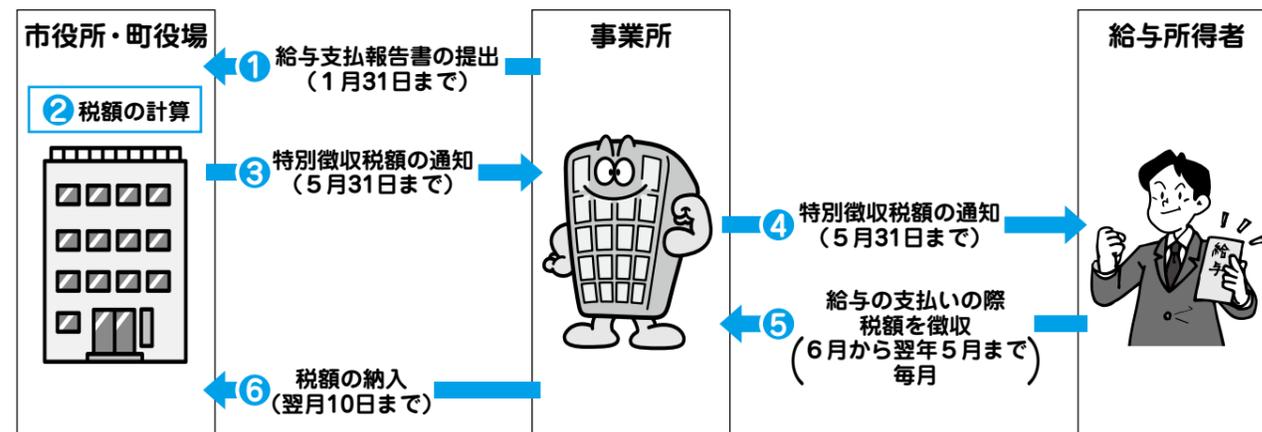
特別徴収とは、従業員の方の給与から個人住民税を天引きし、事業主の方が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

◆この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)の方に義務づけられています。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

◆従業員の方にとっては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与天引き(年12回払い)になるので1回当たりの納税額が少なくて済む、②直接金融機関に出向く手間がなくなる、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



## 気象のおはなし

### 放射冷却と霧



冬の天気予報で放射冷却ということばがよく出てくると思います。これは晴れた朝によく起きる現象です。地上を覆う雲がないために地上付近の熱が大気に出てしまっ、気温が下がるのです。逆に雲のある時は雲がお布団のような役目を果たして、地上の熱を閉じ込めるので、それほど気温も下がらないのです。

放射冷却で地上付近の気温が下がった朝に気を付けないといけませんが、霧です。霧が発生する要因にはいくつかあるのですが、放射冷却による霧が一番身近だと思います。放射冷却で気温が下がってくると、それまで水蒸気として空気中にあったものが水滴に変わって霧となります。

霧とは、地表付近の視程が1km未満となる現象のことです。霧とよく似たものに霧(もや)がありますが、霧は視程が1km以上の場合を言います。どちらも見通しが悪くなるので、注意が必要です。

また海の上でも霧は発生します。湿った暖かい空気が、冷たい海水上に流れ込んで霧となります。この場合も船舶の見通しが悪くなるので、気を付けてください。

特に放射冷却による霧は、通勤の時間帯に当たったりすることもあるので、交通機関に影響を与えます。お車で通勤されている方など、特に注意をしてくださいね。

文責/気象予報士 吉田純代

## 年金

### 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

老齢年金など(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、所得税の課税対象となる方は、左記の金額の老齢年金などを受け取られた方です。

・65歳未満の方は108万円以上  
・65歳以上の方は158万円以上  
所得税の課税対象となる方は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)が毎年10月下旬に日本年金機構から送付されます。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられます。また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合などには、日本年金機構ホームページを(以下、「扶養親族等申告書」をご覧ください)か(申告書をプリントアウトすることができません)、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

●年金ダイヤル  
☎0570(05)1165